

学校経営推進費「選考委員会」設置要項

(目的)

第1条 この要項は、学校経営推進費実施要綱第4条第3項の選考委員会の委員及び組織その他選考委員会について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 支援校（学校経営推進費実施要項第3条第2号に該当するものをいう。）の選考を行う選考委員会は、第一次選考委員会及び第二次選考委員会とする（以下、あわせて「各選考委員会」という。）。

2 各選考委員会は、会長及び委員により構成する。

(会長)

第3条 各選考委員会の会長には、以下の各号の者を充てる。

- 一 第一次選考委員会 高等学校課長
- 二 第二次選考委員会 教育長

2 各選考委員会の会長は、会務を総轄する。

3 各選考委員会の会長は、あらかじめ指名する委員にその職務を代理させることができる。

(委員)

第4条 会長は各選考委員会に先立ち委員を指名する。

2 各選考委員会の会長が指名できる委員の数は、次号のとおりとする。

- 一 第一次選考委員会 1名または2名。
- 二 第二次選考委員会 3名以上11名以内。

(会議)

第5条 各選考委員会は、会長が招集し、主宰する。

2 各選考委員会は、会長（職務代理者を含む）及び委員による構成員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 各選考委員会の議決は、会長（職務代理者を含む）及び出席委員の過半数にて決する。

(外部委員)

第6条 第二次選考委員会の会長は、支援校の選考に関して、学校経営の分野において学識経験を有する者を外部委員として委嘱し、意見を聴取することができる。

2 外部委員の任期は、委嘱日から支援校の決定日までとする。

3 外部委員の報酬の額は、日額18,000円とする。

4 前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。

5 費用弁償については、証人等の実費弁償に関する条例（昭和40年大阪府条例第39号）に準じて支給する。

(庶務)

第7条 各選考委員会の庶務は、以下の各号の課において処理する。

- 一 府立学校に関するもの 高等学校課
- 二 私立学校に関するもの 私学課

(委任)

第8条 この要項に定めがあるもののほか、各選考委員会の運営に関し必要な事項は、それぞれの会長が定める。

附 則

この設置要項は、平成 25 年 3 月 25 日から施行する。

この設置要項は、平成 27 年 3 月 23 日から施行する。

この設置要項は、平成 28 年 3 月 18 日から施行する。

この設置要項は、平成 28 年 4 月 25 日から施行する。

この設置要項は、令和 2 年 3 月 24 日から施行する。

この設置要項は、令和 3 年 4 月 27 日から施行する。

この設置要項は、令和 8 年 3 月 18 日から施行する。